重要なお知らせです

事　務　連　絡
令和４年７月５日

障害児通所支援事業所　御中

荒川区福祉部障害者福祉課

令和３年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について

平素から荒川区の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、令和３年度（サービス提供年月が令和３年４月から令和４年３月までの分）の実績報告を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

１　荒川区への報告対象

令和３年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を荒川区に提出した全法人(事業所)

※令和３年度に、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の計画書を、荒川区宛てに提出した法人(事業所)は、サービス提供が無く実際の加算額が０円の場合も提出が必須です。

※本事務連絡は、事業所宛てに送付しております。法人単位で実績報告を行う場合は、法人の方へ、情報提供していただきますようお願いいたします。

２　報告単位

令和３年度に計画書を提出した単位ごと
（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

３　提出様式

東京都障害者サービス情報の書式ライブラリー（下記ＵＲＬ）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードし、荒川区へご提出ください。また、荒川区ホームページにも案内を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

また、今回ご提出いただく実績報告書は、福祉・介護職員処遇改善加算等についての実績報告です。臨時特別交付金の実績報告ではありませんのでご注意ください。

【東京都障害者サービス情報ＵＲＬ】

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-052

【荒川区ホームページＵＲＬ】

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a030/shougaisha/jigyoushamuke/syoguukaizennjiltusekihoukoku.html

4　提出先

別紙「提出先一覧」のとおり。

※荒川区では、令和２年７月に児童相談所が設置されたことに伴い、障害児通所支援と障害児入所支援の指定等の事務・権限が、東京都から区へ移譲されました。
これにより、荒川区内に住所を有する障害児支援事業所については、実績報告の届出先が荒川区となります。

所在地 / サービス種別	世田谷区・江戸川区 **荒川区**・港区・中野区	八王子市	左記以外の地域
障害者支援の事業所　届出先	東京都	八王子市	東京都
障害児支援の事業所　届出先	所在の特別区		

5　提出方法

郵送にてご提出ください。

※荒川区から受理のご連絡はいたしませんのでご注意ください。ご心配な方は、特定記録郵便を活用する等お願いいたします。

6　提出期限 厳守

令和４年７月２９日（金曜日）必着

7　留意事項

（１）実績報告書の提出について

年度途中に廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても、計画書を提出している場合には実績報告の提出が必要となります。
なお、実績報告書を提出いただけない場合や、加算額以上の賃金改善が行われていない場合等、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合があります。

（２）実績報告書を提出後に差し替える場合の対応について

郵送封筒の表面には、「【差替】Ｒ３福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告書の提出」と明記してください。
差替書類を提出する場合は、どこが修正されたのかが分かるように、修正内容を付箋等に記載して、ご提出ください。

担当
荒川区障害者福祉課障害サービス係　鈴木・太田
電話：03-3802-3111　**内線** 2683
FAX：03-3802-0819